

薬生食監発 1223 第 3 号  
令和 2 年 12 月 23 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
(公 印 省 略)

### オーストリアから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「オーストリアから輸入される牛肉等の取扱いについて」(平成 29 年 9 月 29 日付け薬生食監発 0929 第 1 号により取り扱っているところです。

同通知中、記の 1 に係る対日輸出施設のリストについて、今後は下記のウェブサイトに掲載されるとの連絡がありましたので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

なお、平成 30 年 9 月 4 日付け生食監発 0904 第 1 号については廃止します。

記

[https://www.verbrauchergesundheit.gv.at/handel\\_export/bvzert/Asien/japan.html](https://www.verbrauchergesundheit.gv.at/handel_export/bvzert/Asien/japan.html)

*Exportbetriebe*

*Fur den Export nach Japan zugelassene Betriebe in Osterreich.*

*Betriebsliste Rindfleisch / Establishments Beef Japan*